議案第１７号

恵庭市国民健康保険税条例の一部改正について

恵庭市国民健康保険税条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和５年１２月１３日提出

恵庭市長　原　田　　裕

記

恵庭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

恵庭市国民健康保険税条例（昭和５１年条例第９号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第１条～第20条　(略) (国民健康保険税の減額) 第21条　(略) 2　(略)	第１条～第20条　(略) (国民健康保険税の減額) 第21条　(略) 2　(略) 3　国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第４項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1)　国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額　当該出産被保険者につ

現行	改正案
	き第 3 条の規定により算定した所得割額の12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第 24 条の 30 の5 に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3 月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 (2)　国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第 5 条の規定により算定した被保険者均等割額(第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 (3)　国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第 6 条の規定により算定した所得割額の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 (4)　国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額当該出産被保険者につき第 7 条の規定により算定した被保険者均等割額(第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 (5)　国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第 8 条の規定により算定した所得割額の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

現行	改正案
	(6)　国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第 9 条の規定により算定した被保険者均等割額(第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
第 21 条の 2～第 22 条の 2　(略)	第 21 条の 2～第 22 条の 2　(略) (出産被保険者に係る届出) 第 22 条の 3　国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。 (1)　納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。) (2)　出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号 (3)　出産の予定日 (4)　単胎妊娠又は多胎妊娠の別 (5)　その他市長が必要と認める事項 2　前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。 (1)　出産の予定日を明らかにすることができる書類 (2)　多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類 (3)　出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類 3　第 1 項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の 6 月前から行うことができる。

現行	改正案
第23条～第26条　(略)	4　第１項の規定にかかわらず、市長が当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第 2 項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第１項の規定による届出を省略させることができる。 第23条～第26条　(略)

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和６年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の恵庭市国民健康保険税条例（次項において「新条例」という。）第２１条第３項及び第２２条の３の規定は、令和５年度分の国民健康保険税のうち令和６年１月以後の期間に係るもの及び令和６年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和５年度分の国民健康保険税のうち令和５年１２月以前の期間に係るもの及び令和４年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

３　新条例第２２条の３の規定による届出は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第１８号

令和５年度恵庭市一般会計補正予算（第６号）

令和５年度恵庭市一般会計補正予算（第６号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ７７６，７１０千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３５，２５７，１８４千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表　歳入歳出予算補正」による。

令和５年１２月１３日提出

恵庭市長　原　田　　裕

第 一 表　歳入歳出予算補正

歳　入　　千円

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金		5,957,602	727,359	6,684,961
	2. 国庫補助金	1,677,715	727,359	2,405,074
17. 道支出金		2,967,987	7,546	2,975,533
	2. 道補助金	1,039,365	7,546	1,046,911
20. 繰入金		3,558,072	5,109	3,563,181
	1. 繰入金	3,558,072	5,109	3,563,181
22. 諸収入		347,916	36,696	384,612
	5. 雑入	257,898	36,696	294,594
歳入合計		34,480,474	776,710	35,257,184

歳　出　　千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		5,960,273	762,719	6,722,992
	1. 総務管理費	5,737,766	762,719	6,500,485
3. 民生費		12,069,589	13,991	12,083,580
	1. 社会福祉費	5,911,679	2,672	5,914,351
	2. 児童福祉費	4,575,176	11,319	4,586,495
歳出合計		34,480,474	776,710	35,257,184

令和　５年度恵庭市一般会計補正予算（第６号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

１ 総　括

（歳　入）

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
16. 国庫支出金	5,957,602	727,359	6,684,961
17. 道支出金	2,967,987	7,546	2,975,533
20. 繰入金	3,558,072	5,109	3,563,181
22. 諸収入	347,916	36,696	384,612
歳入合計	34,480,474	776,710	35,257,184

（歳　出）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国支出金	道支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2. 総務費	5,960,273	762,719	6,722,992	726,023	0	0	36,696	0
3. 民生費	12,069,589	13,991	12,083,580	1,336	7,546	0	3,773	1,336
歳出合計	34,480,474	776,710	35,257,184	727,359	7,546	0	40,469	1,336

2．歳　入

（款）　16 国庫支出金

（項）　2 国庫補助金

目	補正前の額	補　正　額	計	節 区分	節 金額	説明	
	千円	千円	千円		千円		千円
2 民生費国庫補助金	211,160	1,336	212,496	1 民生費補助金	1,336	自立支援給付審査支払等システム改修事業費	1,336
8 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	0	726,023	726,023	1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	726,023	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（推奨事業メニュー） 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（低所得世帯支援枠）	82,816 643,207
計	1,677,715	727,359	2,405,074				

（款）　17 道支出金

（項）　2 道補助金

目	補正前の額	補　正　額	計	節 区分	節 金額	説明	
	千円	千円	千円		千円		千円
2 民生費補助金	513,617	7,546	521,163	1 社会福祉費補助金	7,546	保育対策総合支援事業費補助金	7,546
計	1,039,365	7,546	1,046,911				

（款）　20 繰入金

（項）　1 繰入金

目	補正前の額	補　正　額	計	節 区分	節 金額	説明	
	千円	千円	千円		千円		千円
1 基金繰入金	3,540,688	5,109	3,545,797	1 財政調整基金繰入金	1,336	財政調整基金繰入金	1,336
				5 子育て基金繰入金	3,773	子育て基金繰入金	3,773
計	3,558,072	5,109	3,563,181				

（款） 22 諸収入

（項） 5 雑入

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　　額	
	千円	千円	千円		千円	千円
3 雑　　入	257,845	36,696	294,541	8 雑　　入	36,696	デジタル基盤改革支援補助金　36,696
計	257,898	36,696	294,594			

３．歳　出

（款）　2 総務費

（項）　1 総務管理費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国道支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円		千円
3財政管理費	484,860	36,696	521,556			36,696 諸収入		12委託料	36,696	３．DX推進事業費	(36,696)
										委託料	36,696
										標準準拠システム移行支援委託	
										システム標準化要件定義委託	
17諸費	985,760	726,023	1,711,783	726,023 国				1報酬	441	６．物価高騰対応重点支援事業費	(726,023)
										報酬	441
								4共済費	72	共済費	72
										旅費	24
								8旅費	24	費用弁償（通勤）	24
										需用費	460
								10需用費	460	消耗品費	400
										修繕料	60
								11役務費	3,398	役務費	3,398
										通信運搬費	1,970
								12委託料	40,948	広告料	449
										手数料	979
								13使用料及び賃借料	680	委託料	40,948
										使用料及び賃借料	680
								18負担金補助及び交付金	680,000	負担金補助及び交付金	680,000
										６－１．物価高騰対応重点支援給付事業費	(655,074)
										報酬	441
										共済費	72
										旅費	24
										費用弁償（通勤）	24
										需用費	450
										消耗品費	390
										修繕料	60
										役務費	3,028
										通信運搬費	1,600

										広告料 449 手数料 979 委託料 27,379 システム構築委託 業務運用委託 使用料及び賃借料 680 負担金補助及び交付金 623,000 物価高騰対応重点支援給付金 623,000 ６－２．物価高騰対応重点生活支援給付事業費（70,949） 需用費 10 消耗品費 10 役務費 370 通信運搬費 370 委託料 13,569 システム構築委託 業務運用委託 負担金補助及び交付金 57,000 物価高騰対応重点生活支援給付金 57,000
計	1,470,620	762,719	2,233,339	726,023		36,696				

（款） 3 民生費

（項） 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
3障がい者福祉費	2,588,347	2,672	2,591,019	1,336 国			1,336	12委託料	2,672	３．自立支援総務費 (2,672) 委託料 2,672 ３－１．自立支援事務費 (2,672) 委託料 2,672 自立支援給付審査支払等システム改修委託
計	2,588,347	2,672	2,591,019	1,336			1,336			

（項） 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
4子育て支援推進費	3,207,756	11,319	3,219,075	7,546 道		3,773 繰入金		18負担金補助及び交付金	11,319	１９．教育・保育施設熱中症緊急対策事業費 (11,319) 負担金補助及び交付金 11,319 教育・保育施設熱中症緊急対策事業補助金 11,319
計	3,207,756	11,319	3,219,075	7,546		3,773				

説 明 資 料

（一般会計）

（千円）

款	項	目	経費名	補正額	補正額の財源内訳					説明
					国庫支出金	道支出金	地方債	その他	一般財源	
2 総務費	1 総務管理費	3 財政管理費	3 DX推進事業費	36,696				36,696		標準準拠システム移行に係る事業費の増額
2 総務費	1 総務管理費	17 諸費	6-1 物価高騰対応重点支援給付事業費	655,074	655,074					低所得世帯に対する物価高騰対応重点支援給付金の支給
2 総務費	1 総務管理費	17 諸費	6-2 物価高騰対応重点生活支援給付事業費	70,949	70,949					特定所得世帯に対する物価高騰対応重点生活支援給付金の支給
3 民生費	1 社会福祉費	3 障がい者福祉費	3-1 自立支援事務費	2,672	1,336				1,336	障害福祉サービス等報酬改定に係るシステム改修
3 民生費	2 児童福祉費	4 子育て支援推進費	19 教育・保育施設熱中症緊急対策事業費	11,319		7,546		3,773		教育・保育施設への冷房設備設置費の補助
合計				776,710	727,359	7,546	0	40,469	1,336	一般財源の内訳 財政調整基金繰入金 1,336